

ふなばしシルバーリハビリ体操指導士会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふなばしシルバーリハビリ体操指導士会の活動に対し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に基づき交付金を交付することにより、ふなばしシルバーリハビリ体操の普及を通して、市民及び高齢者の通いの場づくり、相互交流、仲間づくり、社会参加活動を支援し、健康寿命の延伸に向け、介護予防や日常生活の質の向上等を図り健康福祉に資することを目的とする。

(対象団体)

第2条 交付金の対象団体は、ふなばしシルバーリハビリ体操指導士会とする。

(交付対象事業)

第3条 交付金の対象となる活動（以下「交付対象活動」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) シルバーリハビリ体操に関わる情報交換、ネットワークづくり等の支援
- (2) シルバーリハビリ体操指導士の体操教室活動の支援
- (3) シルバーリハビリ体操の普及啓発及び公民館、町会・自治会等による地域福祉活動への協力
- (4) シルバーリハビリ体操及び指導士の質の向上に関わる研修及び研究活動
- (5) その他、シルバーリハビリ体操推進事業による市民の健康増進、介護予防に資する活動

(交付対象経費)

第4条 交付金の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、第3条に定める交付対象活動に要する経費のうち別表に掲げるもののほか、市長が必要であると認めたものとする。

2 国、県またはその他団体等から他の交付金等を受ける場合において、当該交付金等の対象となる経費は、交付対象経費としない。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、予算の範囲内において、交付対象経費の総額とする。

(交付申請等)

第6条 申請者は、規則第3条の規定により、補助金等交付申請書(規則第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、規則第4条の規定により申請の内容を審査し、規則第6条の規定により補助金等交付決定通知書（規則第2号様式）をもって申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定にあたっては、規則第5条に掲げる条件を附すものとする。
(実績報告)

第8条 交付金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業完了後20日以内又はその事業年度終了後20日以内に、補助事業等実績報告書（規則第5号様式）に収支決算書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付額確定の通知)

第9条 市長は、規則第13条の規定により、補助金等確定通知書（規則第6号様式）をもって補助事業者に交付額の確定を通知するものとする。

(交付請求)

第10条 補助事業者は、規則第15条の規定により交付金の交付請求をする場合は、補助金等交付請求書（規則第7号様式）に補助金等確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、交付金の交付について事業完了前に請求をしようとするときは、前項の規定を準用する。この場合は、前項中「補助金等確定通知書の写し」とあるのは「補助金等交付決定通知書の写し」と読み替えるものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定を取消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を補助金等返還命令書（規則第8号様式）により命ずるものとする。

- (1) 偽りその他の不正の手段により交付決定を受けたとき
- (2) 交付金を他の用途に使用したとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交付金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月15日から施行する。

別表

交付対象経費	
①旅費	・研修旅費、ふなばしシルバーリハビリ体操指導士 会役員会議等
②報償費	・研修会講師謝礼（1 人につき上限 5 万円）
③消耗品費及び原材料費	・事務用消耗品（1 点につき 1 万円以内）
④印刷製本費	・チラシ、資料、会報等印刷代
⑤備品購入費	・体操教室支援用品（1 点につき 3 万円以内）
⑥通信運搬費	・郵送用切手代、送料
⑦保険料	・傷害保険、賠償責任保険
⑧研修負担金	・研修会開催費用
⑨使用料及び賃借料	・総会会場費、研修会会場費、使用物品レンタル料 等